

R 4 . 1 . 2 4 （月） 1 4 時～

第 3 回 越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

**令和3年度第3回
越谷市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会 資料**

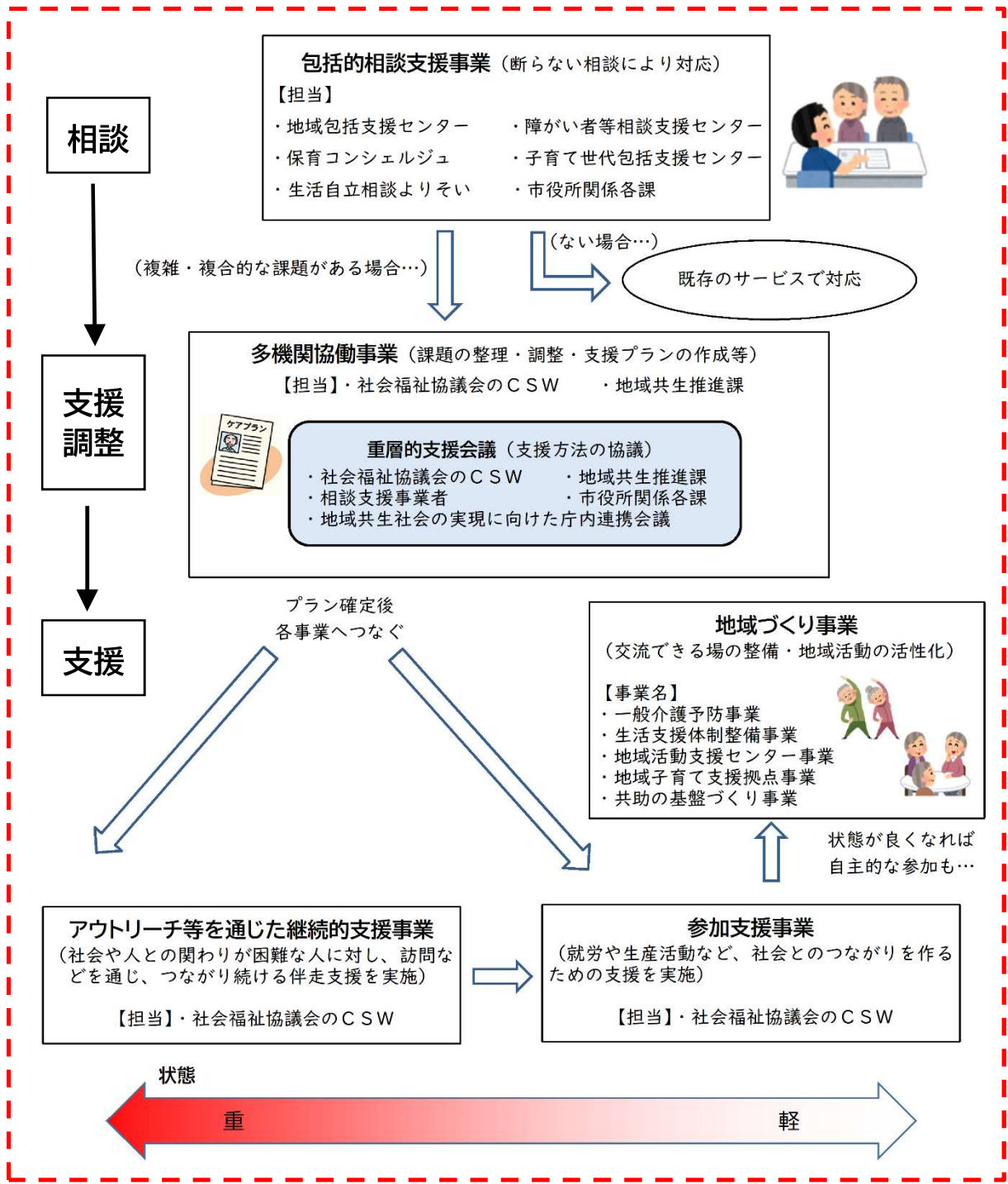
目 次

ページ

(協議事項)	重層的支援体制整備事業について	1～3(+別添資料)
(報告事項)	事業実施に向けた今後の日程について	4

(協議事項) 重層的支援体制整備事業について

○重層的支援体制整備事業 利用時の流れ



相談 各相談支援機関が断らない相談により対応。複雑・複合的な課題は多機関協働へ

支援調整① 上記相談内容を踏まえ、支援内容を検討、各団体と支援内容を調整

内容	市	社協
相談者が抱える課題を整理		○
必要に応じて、相談者本人に聞き取り調査を行い、本人に同意を得る		○
支援が可能か否か、関係団体と個別調整	△	○

支援調整② ケアプラン作成(支援内容記載) → 重層的支援会議を開催

内容	市	社協
上記「支援調整①」を踏まえ、ケアプランの原案を作成		○
重層的支援会議を開催（支援関係者間で原案の方向性を協議、情報共有、役割分担を明確化）	○	○

支援調整③ 相談者と支援団体とのマッチング

内容	市	社協
全体的な支援計画が決定後 ①相談者へ決定内容を報告	△	○
②相談者と支援団体の顔合わせを調整（必要に応じて同席）		○

支援 アウトリーチや参加支援につなげる

内容	市	社協
社会や人との関わりが困難な人には、訪問などのアウトリーチ支援を通じ、伴走支援を行う		○
状態が比較的軽い人には、就労や生産活動などを通じ、社会とのつながりを作るための支援を行う		○

支援の終結 重層的支援会議を再度開き、対応を検討

内容	市	社協
相談者の課題が整理され、支援の見通しがついたとき ①支援の経過と成果を評価し、終結するか否かを検討	△	○
②支援を終結する際は、伴走支援の確保のため、支援関係機関の中から 主担当を設定	△	○

※「△」は必要に応じて、市と社協が連携し実施する

※全体調整業務については主に市が実施する

全体① 各分野の相談支援機関の連携の働きかけ

- ・事前に、社会福祉法改正の趣旨、重層的の概要、越谷市版の運用ルールを説明
- ・日頃より、分野を超えて、相談支援機関同士が連携できるよう定期的に集まる場を設ける
- ・各相談支援機関の状況を把握するため、必要に応じて個別訪問

全体② 重層的全体の基盤整備・事業展開に向けた庁内・関係団体との調整 等

- ・アウトリーチの対応者や参加支援の受け入れ施設・事業所、地域のサロン等
に本市の重層的支援体制整備事業の基本方針を説明
- ・必要に応じて、基本方針等を見直し、関係者と協議
- ・参加支援の受け入れ施設・事業所の新規開拓に向けて、関係課と協議
- ・地域づくり事業の受け皿の新規開拓に向けて、関係課と協議

○重層的支援体制整備事業実施計画について

□根拠法…社会福祉法第106条の5(一部抜粋)

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

□実施計画に記載する事項(厚生労働省令により規定)

記載する事項（国の規定）	開始時の記載	別添：越谷市実施計画案
① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針 （事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など）	任意	1章・2章 (p.1～p.3)
② 重層的支援体制整備事業について、相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働のそれぞれの提供体制に関する事項	必須	3章 (p.4～p.10)
③ 重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標 （相談支援の相談受付件数、参加支援の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり支援の参加者数・参加機関数など）	任意	事業開始後、状況に応じ追記
④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項 （関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など）	必須	4章 (p.11・p.12)

□本市の実施計画について

- ・記載する項目は、上記表の①②④（詳細は別紙のとおり）

※③の事業目標・評価指標に関しては、国が示す策定方針において「ニーズの把握や議論に時間を要する」ため、任意の記載事項とされている。

本市の実施計画においても、令和4年度の実施状況から市民ニーズを把握し、目標を設定する必要があると考え、今回は未記載としている。

- ・実施計画に加え、庁内各課、関係機関向けに「越谷市重層的支援体制整備事業実施マニュアル」を策定予定。
各事業の実施概要、対応方法など、詳細はマニュアルにて定める。

重層的支援体制整備事業 概要

事業名		事業内容
I 相談支援	包括的相談支援事業	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応 ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ
	(新) 多機関協働事業	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う（全体調整、マネジメント） ・支援関係機関の役割分担
	(新) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける
II 参加支援 (新) 参加支援事業		・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者ニーズを踏まえたメニュー作成 ・定着支援と受け入れ先の支援 ・特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応することを目指す
III 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業		・世代や属性を超えて交流できる場の整備 ・個別の活動や人をコーディネート ・地域活動の活性化

(報告事項) 事業実施に向けた今後の日程について

	地域共生推進課	社協	庁内関係各課	相談支援機関
1 月	・実施計画の修正 ・実施マニュアルの作成	業務内容について市と協議・調整・体制整備	28 日 地域共生社会の実現に向けた職員向け研修（約 100 名の職員対象）	
2 月	18 日 地域福祉に係わる関係団体交流・連絡会（第 3 次計画重点事業②）			
3 月			9 日 地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議協議部会（複合事業に関するケース検討を実施）	14 日 重層的支援体制整備事業に関する説明会①（相談支援事業を実施する全機関を対象）
4 月	・市民対応業務開始に向けた準備 ・「参加支援事業」を実施する福祉資源の開拓・調整 ・各相談支援事業所との関係づくり			
5 月				重層的支援体制整備事業に関する説明会②（相談支援事業を実施する全機関を対象）
6 月			地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議（市民対応業務開始に係る最終調整）	
越谷市重層的支援体制整備事業 市民対応業務開始				

※日程は現時点での予定を記載しています。その他、状況に応じ、適宜対応を行います。